

給付付き税額控除の話（その1）

東京財団 シニア政策オフィサー 森信 茂樹

先般の自民党の総裁選挙で、高市早苗氏は「給付付き税額控除」を、林芳正氏は「日本版ユニバーサル・クレジット」の検討を主張した。自民党総裁となった高市早苗氏は、2021年に出版された『美しく、強く、成長する国へ』（WAC）の中で給付付き税額控除導入の必要性を論じており、今後自民党内での検討を明言した。一方長年この制度を公約としてきた立憲民主党が主導する形で、自民党・公明党が加わる協議体が設置され、実現に向けての検討が始まる。

筆者は財務省勤務中から30年近く、給付付き税額控除を研究しており、退官後には様々な機会に与野党の方々と議論をしてきた。その間の議論の経緯や裏話などを複数回書いてみたい。

話は30年近く前にさかのぼる。筆者が主税局で消費税担当課長をしていた1997年、社民党を経て民主党（当時）の税制調査会長をされていた峰崎直樹議員から、「カナダでは消費税負担を所得税で軽減するRefundable Tax Creditが導入されているが、主税局長の見識を問う」という国会質問が入った。課内でどう翻訳するか議論となり、「消費税還付制度」がわかりやすいという意見もあったが、消費

税負担分を所得税の減税として返すのは還付ではない、となり「給付付き税額控除」と翻訳した。これが筆者との関係のはじまりである。

国会答弁作成は大変であった。省内で、主税局か主計局かどちらが答弁を書くか、もめた。翌朝出勤すると課長補佐が大の字になって寝ていたので尋ねると、決着がついたのは午前3時、答弁がセットされたのは朝6時、給付部分は主計局、税額控除部分は主税局が書いて、両方を合体させるというおさめであった。「局あって省なし」との揶揄が耳元でささやいた。

この訛語を巡って、「わかりにくい、もっと良い名前はないか」といろいろな方からいわれてきた。国民民主党の玉木代表からは会うたびに、わかりやすい名前に代えてほしいと言われてきた。国民民主党の選挙公約では「日本型ベーシックインカム」と明記している。今でもテレビでコメントテーザーやアナウンサーが、名前を言い直す場面を幾度か目にする。

その後筆者は大阪大学に出向し研究の機会を得たので、3年間この制度についていろいろ研究をした。そして、消費税を（当時の5

%から）さらに引上げる際には、軽減税率ではなくこの制度で逆進性を緩和すべきだという確固とした考え方が出来上がった。

同時に、英国に出向き制度の実際を見聞し、給付付き税額控除（当時は勤労税額控除）は単なる減税や逆進性対策ではなく、1999年にサッチャー・メイジャーの保守党から政権を奪取したブレア首相が、勤労インセンティブの供与を通じて自ら豊かな老後を送る「ワークフェア思想」の下で導入したこと学んだ。所得に応じたきめ細かい減税・給付による所得再分配を行うとともに勤労インセンティブを高め、人的資本の向上を図るトランポリン型の積極的労働政策と組み合わされていることを知るとともに、失業率の低下

など効果を上げている現場を見ることができた。第1のセーフティネットである雇用保険などの社会保険、第3のセーフティネットである生活保護、その中間に位置する第2のセーフティネットと位置付けられていることも知った。わが国に即して言えば、非正規雇用者など雇用保険のセーフティネットからこぼれおちる者への経済支援であると同時に、職業訓練など人的資本の向上を通じて労働移動の円滑化を支える成長戦略でもある。半面、給付を受けるには求職活動や就労が条件となっているので、「ブレアはサッチャーの申し子」「働く者は食うべからず」という思想との批判もされていたのが印象的であった。

以下、次回に続く。

